

< 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店への協力金の算定方法の概要 >

休業の場合

大規模施設運営事業者（建築物の床面積が1,000㎡超） の場合

自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円×休業日数

1,000㎡を1単位とし、1単位未満は切捨てとします。（例：2,345㎡ 2,000㎡）
自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなします。

建築物の床面積が1,000㎡以下の場合

2万円×休業日数

20時までの時短営業の場合

要請期間中に酒類（持込み含む）、カラオケの提供をとりやめることが前提です。

大規模施設運営事業者（建築物の床面積が1,000㎡超） の場合

自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数

1,000㎡を1単位とし、1単位未満は切捨てとします。（例：2,345㎡ 2,000㎡）
自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなします。

建築物の床面積が1,000㎡以下の場合

2万円×時短率×時短日数

自己利用部分：大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分

【自己利用部分に含めないもの】

- ・テナント事業者等
- ・生活必需品の販売等を行う区画
- ・サービス等の提供を直接的に行っていない部分（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務室、倉庫等）

時短率：**短縮した時間**÷**本来の営業時間**

短縮した時間とは、夜間時間帯（20時から翌日5時までの間）において短縮した時間をいいます。

<例>

- ・22時までの営業を20時までとした＝2時間短縮
- ・22時までの営業を19時までとした＝2時間短縮（20時を超える部分のみ）
- ・22時までの営業を休業とした＝2時間短縮（20時を超える部分のみ）

この表は、協力金算定方法の考え方の概要です。要請対象施設であるか否かの考え方ではありません。
協力金の申請にあたっては、申請受付要項をご確認ください。
協力金の支給対象か否かは、審査によって決定します。